

# 平成26年度 第3回精華町子ども・子育て会議

## 会議録要旨

### 1 日 時

平成26年7月22日（火）午前10時～12時

### 2 会 場

精華町役場5階 501会議室

### 3 出席者

・委員 13人

早樫委員、貴志委員、木原委員、石崎委員、石井委員、谷口委員、山口委員、田中委員、地主委員、河野委員、表委員、佐多委員、吉井委員

→ 精華町子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、本会議の成立を確認

### 4 会議内容

#### ○開会

#### ○新任委員紹介

木戸前委員に代わり、河野委員が着任

#### ○議事

##### (1)「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」素案の検討

事務局より資料に基づき説明（資料1）

- |   |      |                                       |
|---|------|---------------------------------------|
| { | 資料左側 | : 現行計画（精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画）    |
|   | 資料右側 | : 新計画案（精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画（案）） |

※資料1のP.2目次中「各教育・保育提供区域における各年の事業実施計画」については、別資料（資料2）としている。

#### <質疑応答・意見交換>

##### ◇谷口委員長

・「計画の課題」は前回までの議論を踏まえて修正されている。意見があればお願いしたい。

##### ◇石崎委員

・P.5の課題2に関して、現計画では「訪問相談」を行うという記載があるが、新計画案では削除となっている。重要なことだと思うが、なぜ削除したのか。

##### ◆事務局

・「訪問相談」に関しては、課題の中では記載していないが、個別の施策の部分で記載

している。新計画案では、「妊娠期からの一貫した支援」、「一步踏み込んだ働きかけを行う」という表現を新たに加えている。

◇石崎委員

・施策として受けているとのことで、了解した。

◇谷口委員長

・P.3の「計画の対象」の項目で、新計画の対象を、「雇用など特定の分野については40歳未満の方を含む」としているが、どのような理由があるのか。

◆事務局

・平成21年度に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、国は、これを踏まえた「子ども・若者ビジョン」を策定している。このビジョンにおいては、就労等の特定の施策分野については、40歳未満の者を支援の対象としている。市町村においても、「子ども・若者計画」の策定が努力義務とされているところであり、精華町においては、今回の新計画を、「子ども・若者計画」の内容も含めて策定することとしており、計画の対象を、40歳未満の方と設定している。

◇田中委員

・晩婚化に伴って、保護者の年齢層も上がってきており、40代から60代の方も子育てされていることを考えると、対象を40歳で切らない方がよいのではないかと。

◆事務局

・子ども・若者プランにおける、就労に関する施策分野の対象が40歳未満とされているため、本町の新計画においても、40歳未満の方を対象としている。ただし、精華町の児童育成計画は「0歳～18歳未満の子ども、子どものいる家庭、子どもとその家庭を取り巻く町の地域社会全体」を対象としており、40歳を超えておられる方で子育てをしている方も対象となる。

◇田中委員

・子どもの貧困への支援については、新計画に含まれるか。

◆事務局

・子どもの貧困への対策についても、新計画に含んでいる。すでに保育士の研修等でも、子どもの貧困について取り扱っている。文言として記載するかについては、検討する。

◇石崎委員

・P.11の②「遊び・生活体験」の応援で、「文化・芸術・科学等にふれる機会の拡充」と「体育・スポーツ活動の充実」の施策について、両方とも「学校教育」に関する記載のみとなっているが、この取り組みにおいては、社会教育の果たす役割も大きい。学校教育と並列で、社会教育も記載いただきたい。

◆事務局

- ・学校教育に限らず、社会教育が果たす役割も認識している。加筆修正する。

◇田中委員

- ・P.12の③「学び」の応援」の中で、「学校間の交流活動の推進」はなぜ削除となっているのか。地域住民にとっては、学校間の交流はわかりづらいので、計画の中に記載いただきたい。

◆事務局

- ・関係各課との調整を図る中で、事業としては今後も実施していくが、施策として掲げる内容ではないと判断し、整理を行った。個別の施策の中で、文言として記載するかについては検討する。

◇貴志委員

- ・P.12の②「遊び・生活体験」の応援」について、現計画と新計画案で施策の順番が入れ替わっているが、どのような意図があるのか。重点が変わったということか。

◆事務局

- ・いのちに関わる取り組みは大切なことであるため最初に持ってきており、そのあと、食育、文化芸術、スポーツ、子どもの遊び場の順としているが、施策の並び順については、ご意見を踏まえて再度調整を行う。

◇地主委員

- ・P.12 現計画で④「発達・療育」の応援」としていた施策を、関係する領域に振り分けていく方針については、賛成である。
- ・P.11 「障がいのある子どもの多様な交流活動の実施」を、新計画では②「遊び・生活体験」の応援」に位置付けているが、③「学び」の応援」に含めるべきとも考えられ、難しいところである。実際に支援に携わっている立場としては、③「学び」の応援」の方が適しているようにも感じる。
- ・「障がいのある子どもの多様な交流活動の実施」の概要の中で、「障がいのある子の情操を育み」と記載されているが、そのような表現はあまり使うことがない。精華町が何を目指しているのかによって表現は違ってくるが、表現方法が気にかかる。
- ・「障がい」も多様化しており、障がいがある・ないと単純に言えなくなっているが、交流活動の機会を作ることで、障がいのある子、障がいのない子、色々な育ちを持つ子が、お互いに理解しあうことを目指していくということだと思う。

◆事務局

- ・②「遊び・生活体験」の応援」と③「学び」の応援」のどちらに位置付けるかについては、事務局でも悩んだところであるが、交流や、ノーマライゼーションの理念を重視

するという視点であれば、②「遊び・生活体験」が近いということで、整理した。

・「情操を育み」の表現については、再度検討する。

◇山口委員

・P.12の③「学び」の応援の「就学前教育の充実」について、「保幼小の連携を進める」とあるが、精華町の保幼小連携の取り組みは進んでいると感じている。今の書き方では、知らない人が施策概要を読んだ時に、これから実施していくかのように読めてしまう。これまで既に取り組んできていることをアピールできるような表現にしてはどうか。

◆事務局

・本町の保幼小連携の取り組みは進んでいると認識している。「さらに充実」というような表現に変更する。

◇早樫委員

・P.12の③「学び」の応援に関して、施策の並び順を、子どもの年齢や発達の順番にした方が見やすいのではないか。

◆事務局

・ご意見を踏まえ、施策の並びについて、他の施策領域も含め、検討する。

◇石崎委員

・P.13の④「青少年健全育成の推進」について「青少年の居場所づくりの検討」とあるが、施策の中で「検討」という表現を使うのは、適当なのか。

◆事務局

・施策名を「青少年の居場所づくり」に修正する。長期的な取り組みとなるため、概要には「検討」という表現を残しておく。

◇石崎委員

・「地域での青少年健全育成の推進」が、施策領域名と重複している。青少年の活動の場を意識した施策を打ち出していきたい。

◇木原委員

・成人式のこと、他の内容と比べて特筆されすぎているように感じる。

◆事務局

・成人式の部分は削除し、「将来の地域のリーダー育成など」といった表現に修正する。

・「地域での青少年の健全育成の推進」については、施策名を再度検討する。

◇貴志委員

・P.13の⑤「保健・衛生」の充実において、現計画では「喫煙・飲酒・薬物乱用防止等に関する啓発の推進」としているところを、新計画案では「学校保健の充実」に変更している。概要を読めば、これらの内容が含まれていることはわかるが、施策名だけを見

ると、「学校保健」ではわかりづらい。重要な取り組みだと思うが、施策名として出しておかなくてよいのか。

◇河野委員

・喫煙・飲酒・薬物乱用防止等は、学校保健だけの取り組みではないと思うが、学校保健でくくることは正しいのか。

◆事務局

・この分野で「学校保健」の果たす役割は大きく、学校保健を中心として施策を展開していくという意味で、このように整理している。

◇吉井委員

・高校を退学した子どもが喫煙・飲酒・薬物乱用等の問題に巻き込まれていくことが多い。学校だけではなく、青少年全体に向けた取り組みのことを記載できないか。

◆事務局

・喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る施策の記載方法については、再度検討する。

◇早樫委員

・喫煙・飲酒・薬物乱用は依存症の一つであるが、最近はインターネット依存もある。この課題についても記載してはどうか。

◆事務局

・記載について、検討する。

◇佐多委員

・P.15の①「母子保健・医療」の確保において、現計画にある「産前産後のヘルパー派遣の実施」については、「妊娠期から産後までの切れ目のない支援の充実」の施策中の「産後ケア」に含まれているため削除する、という説明だったが、不妊治療を受ける方の増加に伴い、多胎児の出産が増えている。多胎児出産をされた方のケアとして、「産前産後のヘルパー派遣の実施」は残しておいてはどうか。

◆事務局

・国の少子化対策として、「妊娠期から産後までの切れ目のない支援の充実」が進められており、多胎児出産についても事業内容に含まれる。具体的に「産前産後のホームヘルパーの実施」を施策として記載するかについては、再度検討する。

◇吉井委員

・施策には「発達・発育」とあり、施策の概要には「療育」とある。「発達・発育」、「療育」の言葉の使い分けは意識されているのか。

◆事務局

・「発達・発育」はすべての子どもを対象としており、この中に「療育」が含まれると整理

している。

◇山口委員

- ・P.15②「保育サービス等」の拡充における「保育の実施」について、「就労のため」とあるが、その他の理由による利用もある。「就労等」としてはどうか。

◆事務局

- ・利用の理由すべてを列挙することは難しいため、「就労等」に修正する。

◇河野委員

- ・1つ目の施策名が「保育の実施」となっているが、「保育の実施」には他の施策も含まれてしまう。施策名を変更した方がわかりやすいのではないか。

◆事務局

- ・現計画の「通常保育等の実施」、「延長保育等の実施」を統合して、「保育の実施」と変更したところだが、意見を踏まえ再検討する。

◇谷口委員長

- ・「保育所」の関係として、施策を整理してもよいのかもしれない。
- ・「地域型保育事業の実施」について、概要をもう少し詳しく記載してはどうか。

◆事務局

- ・地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた4類型（※）を指している。記載内容は再検討する。

（※家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

◇山口委員

- ・P.16「利用者支援事業」という施策名では、保護者が見ても内容がわからないのでは。

◆事務局

- ・国の施策名に合わせてこの名称にしている。横浜市では「保育コンシェルジュ」としている。何か良い名称があれば提案いただきたい。

◇山口委員

- ・P.17「③「保育所」の環境向上」の中で、「保育の質の確保と向上」に関して、「保育士の処遇改善」という言葉を計画に記載することはできないか。

◆事務局

- ・「職場環境の改善」の中には「処遇改善」も含んでいると考えている。記載については検討する。

◇地主委員

- ・④「放課後児童」の応援の「障がいのある子どもの放課後支援の充実」について、「集団を苦手とする子どもを含む」とあるが、障がいの中で、集団を苦手とする子どものこ

とだけをピックアップしているのか。

◇佐多委員

- ・同じく、その表現には少し違和感がある。「集団を苦手とする子どもを含む」は削除してもよいのではないか。

◆事務局

- ・精華町では、障がいのある子を、一般の放課後児童クラブで受け入れてきた経緯があるため、このような表現になっている。現在は、障がいのある子どもは放課後デイサービスを利用していることも多い。
- ・「集団を苦手とする子どもを含む」という表現は削除し、「すべての子どもが放課後に・・・」から始まるよう修正することとしてはどうか。

◇地主委員

- ・障がいのある子どもが全員、放課後デイサービスを利用する必要はなく、一般の放課後児童クラブでも、可能な範囲で受け入れをしていくべきである。そのような趣旨を残しつつ、「すべての子どもが」としていただきたい。

◇山口委員

- ・「集団を苦手とする子どもを含む」の表現を削除すると、障がいのある子どもは、すべて障がい福祉の対象ということになる可能性がある。「すべての子どもが」を強調しつつ、この表現は残してはどうか。

◆事務局

- ・今回の計画では、障がいのある子への支援を特別なものとして取り上げるのではなく、子ども全体への支援として記載するようにしている。この考え方を踏まえ、「すべての子どもが」のみとしたい。

◇田中委員

- ・「すべての子ども」を対象とするのならば、「放課後児童クラブの充実」と「障がいのある子どもの放課後支援の充実」を1つの施策としてまとめてしまい、概要の中で障がいのある子どものことについて触れてもよい。

◇地主委員

- ・まとめてしまうことも1つの考え方である。ただ、施策として記載することでクローズアップされるという面もあるので、「障がいのある子どもの放課後支援の充実」は施策として残していただきたい。すべての子どもを対象としているからといって、障がいのある子どもへの支援や配慮が必要でないということにはならない。支援や配慮が必要な子どもへの支援内容の充実を図るためにも、1つの施策として記載いただきたい。

◇山口委員

- ・「放課後児童クラブの充実」は設備や運営面での充実が主であり、「障がいのある子どもの放課後支援の充実」とは内容的に異なるため、個別の施策として残す方がよい。

◆事務局

- ・これまでの本町の放課後児童クラブの取り組みの経緯を踏まえ、いただいたご意見について、再度事務局で検討を行う。

◇田中委員

- ・障害者基本計画との整合を図っていただきたい。

◇早樫委員

- ・放課後児童クラブには、「保育」という表現を使うのか。

◆事務局

- ・学童保育と呼ばれていた背景があり、そこから「保育」としている。確認して整理する。

◇早樫委員

- ・P.18⑤「子育て費用等」の負担軽減について、施策領域の説明部分には町独自の給付があるように記載されているが、施策では「制度に基づく手当等」と記載されており、町独自の取り組みが見えてこない。

◆事務局

- ・国、府の制度に対する上乘せの形で、町独自の給付を行っているものもある。施策領域の説明部分も含め、内容を調整する。

◇谷口委員長

- ・時間の都合により、P.19～22の「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援する施策」、P.23の「計画を進めるために」の部分は、本日は事務局からの説明のみとし、次回会議で意見をお伺いすることとしたい。

◆事務局

- ・資料2の内容については、次回会議でご説明する。

(2) その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明

- ・第4回会議は10月上旬を予定。第5回は12月頃、第6回は2月頃を予定。
- ・新計画案のパブリックコメントの募集は、11月～12月に行う予定。

○閉会

以上